

平成19年12月10日

各 位

NISグループ株式会社

(東京証券取引所第一部：8571)

第三者割当により発行される株式および新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成19年12月10日開催の当社取締役会において、米国の有力プライベート・エクイティ投資会社であるTPG（以下「TPG」といいます。）との間で、財務基盤の強化を目指した戦略的資本・事業提携を行うことに合意いたしました。それに伴い、同取締役会において、TPGが運営するファンドを割当先とした第三者割当による株式および新株予約権の発行（以下「本件第三者割当増資等」といいます。）について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件第三者割当増資等の概要

TPGは、TPGが運営するファンドを通じて、当社が新規に発行する当社普通株式最大100,000,000株を第三者割当により取得する予定であります。また、上記新株式の発行に付随して、当社はTPGに対し、新株予約権（発行時の潜在的株式総数最大8,750,000株）を無償で発行いたします。なお、新株予約権につきましては、特に有利な条件による新株予約権の募集として、また、新株式につきましても、払込金額が特に有利な金額による株式の募集に該当する可能性があることに配慮して、平成20年2月18日（月）に開催する予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）にいずれも付議する予定であります。

2. 事業提携の概要

(1) TPGによる当社海外子会社に対する出資

本日開催の当社取締役会において決議いたしましたTPGとの戦略的資本・事業提携（以下「本資本・事業提携」といいます。）の一環として、TPGは、当社が米国デラウェア州に設立したLLC（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、以下「デラウェアLLC」といいます。）に対して、TPGの運営するファンドを通じて、102,500,000米ドル（1米ドル=110円換算で約113億円）の出資を行う予定であります。なお、デラウェアLLCは、英領ケイマン諸島および中華人民共和国（以下「中国」といいます。）香港特別行政区において設立されたまたは設立予定の法人を通じて、中国においてファイナンス・リース事業を中心に展開している当社連結子会社の日新租賃（中国）有限公司の持分100%を保有する予定となっております。

かかる出資の結果、TPGは、出資時点における持分割合を50%（但し、完全希薄化後ベースとする。）とし、一定の事由発生後、持分割合を90%（但し、完全希薄化後ベースとする。）へと転換可能なデラウェアLLCの転換権付優先持分を取得する予定です。一定の事由とは、デラウェアLLCへの出資後7年以内に、当社の経営に重大な影響を与えうる事象の発生または当社とTPGとが共に目指す最低限の目標に達しない状況等なることを指し、具体的には、①平成19年10月1日以降における当社の利息返還金額及び利息返還に伴う元本毀損貸倒額の合計額の累計が、平成19年9月末日時点における利息返

還損失引当金及び利息返還に伴う元本毀損貸倒額に対する引当金の合計額を 80 億円超過したこと、② TPG による今回の出資日の 3 年後における当社普通株式 1 株当たりの株価が、同払込金額の 2 倍に達しないこと、③ TPG による今回の出資日の 5 年後における当社普通株式 1 株当たりの株価が、同払込金額の 3 倍に達しないこと、④ 当社に融資契約上の重要な債務の不履行、破産手続の開始等、流動性に支障をきたす一定の事由が発生したこと、および⑤ 当社普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止となることといったものがあります。TPG は、かかる転換の条件として、日新租賃（中国）有限公司の資金調達を援助するため、1 億米ドルを限度として、同社による借入の保証を行う予定です。また、TPG のデラウェア LLC に対する持分割合が 50% に達した時点において、日新租賃（中国）有限公司が、当社の連結子会社の範囲から外れる可能性があります、判明し次第お知らせいたします。

(2) 取締役の派遣

TPG は、本資本・事業提携の一環として、当社取締役の過半数を占める人員を派遣することを予定しており、当社は、これらの取締役の選任を、本臨時株主総会において付議することを予定しております。

(3) アドバイザリー契約の概要

TPG は、事業提携の一環として、アドバイザリー契約に基づき、中長期的な事業・財務戦略の策定・実行のためのアドバイザリー、M&A に向けた機会の発掘・精査・実行支援、および必要に応じた外部人材の招聘等のサービスを当社へ提供することを予定しております。なお、同契約に基づく対価として、当社は、年額 2 億円を支払う予定です。

(4) ブリッジローン

TPG は、本資本・事業提携に先立ち、大要下記条件で、総額 100 億円のブリッジローン（以下、「本ブリッジローン」といいます。）を当社に対して供与する予定です。

① 貸出人：TPG の運営する投資媒体

② 融資実行日：平成 19 年 12 月 13 日

③ 返済日：平成 20 年 6 月 13 日。但し、本資本・事業提携に基づく新株発行を通じて調達した資金により、期限前に返済されることが予定されております。また、本件第三者割当増資等が予定どおりに行われない場合にも期限前に返済されることが予定されております。

④ 担保：当社が保有する当社連結子会社のニッシン債権回収株式会社の株式 800,000 株

当社が保有する当社連結子会社の日新租賃（中国）有限公司の持分 100%（但し、中国当局による許可取得を条件とします。）

⑤ 資金使途：運転資金への充当および借入金の返済

⑥ その他：本ブリッジローンに基づく債務が完済されるまでの期間、貸出人は、当社の取締役会にオブザーバーとして参加する権利を有します。また、貸出人は、当社との間で、(i) 当社が、本ブリッジローン契約上、債務の弁済を遅滞し、期限の利益を喪失した場合、又は (ii) 返済日までに本資本・事業提携が実行されず、かつ、本ブリッジローンの期限前返済を行わなかった場合等に、当社連結子会社の日新租賃（中国）有限公司の持分 100% を 102,500,000 米ドルで購入する権利を取得します。

なお、本件第三者割当増資等を含む本資本・事業提携の実行（上記ブリッジローンの実行を除きます。）は、本臨時株主総会において、本資本・事業提携に関して予定されている全ての議案について承認決議が得られること、本資本・事業提携の実行に必要な全ての許認可等が取得されること、および TPG が本資本・事業提携の実行時点における当社の財務戦略に合意すること等を前提条件としております。

3. 調達する資金の額および使途

(1) 調達する資金の額

20,000,000,000 円（当社が発行する新株式の総額）

1,750,000,000 円（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額。但し、新株予約権の総数が最大の 87,500 個(8,750,000 株)で、当社が発行する 1 株当たりの行使価額が 200 円の場合。)

※上記のほか、「2. 事業提携の概要 (1) TPG による当社海外子会社に対する出資」に記載したとおり、TPG によるデラウェア LLC への出資によって、デラウェア LLC は 102,500,000 米ドル（1 米ドル=110 円換算で約 113 億円）を調達する予定となっております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本件第三者割当増資等により調達する資金は、主として以下の使途を予定しております。

① 運転資金（営業貸付金の他、当社が傾注している主力四事業（不動産関連事業、投資銀行事業、債権回収事業および中国関連事業）のうち、国内の下記三事業への投資および販売費及び一般管理費（約 100 億円）への充当。なお、中国関連事業の資金調達については、TPG によるデラウェア LLC への出資を通じて行う予定）

不動産関連事業：不動産ファイナンス、不動産投資事業等

投資銀行事業：出資、社債の引受け、MBO・LBO 等のファイナンスの提供

債権回収事業：担保付債権・無担保債権等の管理回収事業、企業再生事業等

② 借入金返済（約 100 億円。特に本臨時株主総会における承認を前提として、本件第三者割当増資等の払込がなされるまでに TPG より借り入れるブリッジローン 100 億円（予定）等の返済）

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 2 月中旬から 3 月上旬より随時

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、従来の貸金業を主軸とするビジネスモデルから脱却し、中国関連事業・不動産関連事業・投資銀行事業および債権回収事業への経営資源の重点的な配分を行うなど、他のノンバンクにはない多角化戦略を実施することにより、収益基盤の拡大を進めてまいりました。現在のノンバンクを取り巻く厳しい経営環境を乗り切り、今後、当社が更なる成長を遂げるためには、これらの主力四事業への更なる傾注が必要不可欠なものと考えております。

本件第三者割当増資等により、当社の財務体質が強化され、上記の主力四事業の更なる拡大が可能となると考えており、その結果として収益性を高め、当社の企業価値の向上につながるものと判断しております。

4. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
営 業 収 益	45,867	60,991	88,152
営 業 利 益	8,619	12,784	10,435
経 常 利 益	8,592	12,785	9,323
当 期 純 利 益	6,525	9,033	8
1 株当たり当期純利益（円）	52.80	69.20	0.00
1 株当たり配当金（円）	16.20	21.00	3.20
1 株当たり純資産（円）	529.60	583.60	580.20

※1 株当たりの各指標につきましては、過去に実施した株式の分割および株式の併合の割合を調整した数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成19年9月30日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	145,894,350 株	100%
潜 在 株 式 数	0 株	0%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	433 円	251 円	128 円
高 値	509 円 □274 円	308 円 □135 円	131 円
安 値	210 円 □240 円	140 円 □106 円	48 円
終 値	250 円	129 円	70 円

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価であり、□印は株式分割権利落後の株価であります。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	61 円	55 円	50 円	41 円	525 円	430 円
高 値	65 円	55 円	52 円	48 円 □714 円	579 円	458 円
安 値	53 円	48 円	33 円	31 円 □560 円	304 円	342 円
終 値	55 円	51 円	41 円	575 円	418 円	402 円

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価であり、□印は株式併合による権利落後の株価であります。

③ 直近の株価

	平成19年12月7日現在
始 値	363 円
高 値	364 円
安 値	352 円
終 値	356 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成20年2月20日(予定)
調達資金の額	20,000,000,000円(発行価格:未定)(注)1
募集時における発行済株式数	145,894,350株(平成19年9月30日時点)
当該増資による発行株式数	80,000,000株～100,000,000株(注)2
募集後における発行済株式総数	225,894,350株～245,894,350株(注)2
割当先	TPG Vision Upper I, Ltd.

(注)1 発行価格の算定方法については、平成19年12月10日開催の取締役会において、次のとおり決定しております。

「払込金額は、250円、又は、平成20年2月8日(当日を含む。)から平成20年2月15日(当日を含む。)までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAP(株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。)の平均値(ただし、VWAPのない日は除く。)に0.9を乗じて算出される金額(1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)、のいずれか低い価格とする。ただし、その金額が200円を下回るときには、200円を1株当たりの払込金額とする」

(注)2 当社は、上記割当先に対して、20,000,000,000円を基準として計算される株式を割り当てる予定です。そして、上記「1. 本件第三者割当増資等の概要」に記載した最大発行数(100,000,000株)は、当該株式の発行価格が1株当たり200円である場合における、20,000,000,000円を当該1株当たりの発行価格で除して算出された数を記載したものです。上記(注)1に記載される算式に従い、当該株式の発行価格が1株当たり200円を上回る価格となった場合には、割当先は、20,000,000,000円をその1株当たりの発行価格で除した数(但し、除算の結果、1単元未満の株式を構成する場合には、その端数が50株未満の場合には切り捨て、50株以上の場合は1単元を構成するよう100株へ切り上げるものとする。)の割当てを受ける予定です。そのため、第三者割当増資における発行数の一部につき申込みが行われず、その結果、失権による第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少する場合があります。それに伴って、発行株式数については、下限の80,000,000株から上限の100,000,000株まで変動いたします。また、「募集後における発行済株式数」についても、上記の発行株式数の増減に応じて、変動することとなっております。

②第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成20年2月20日(予定)
調達資金の額	0円(無償発行) 1,750,000,000円(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額。但し、新株予約権の総数が最大の87,500個(8,750,000株)で、当社が発行する1株当たりの行使価額が200円の場合。)
募集時における発行済株式数	145,894,350株(平成19年9月30日時点)

募集後における潜在株式総数	7,000,000株 ～ 8,750,000株 (注)
割当先	TPG Vision Upper I, Ltd.

(注) 本新株予約権のすべてが行使された場合に当社が交付する当社普通株式の数は、平成19年12月10日開催の当社取締役会において発行を決議した新株式の発行数(最大で100,000,000株、最少で80,000,000株となる予定です。なお、発行が打ち切られた株式の数を含みません。)の8.75%の数とします。そして、当社は単元株制度を採用しており、1単元を100株としているため、新株予約権1個の目的となる株式数を100株と定めることにいたしました。これによって、本新株予約権の発行数は、当該新株式の発行数が最大となることを想定し、87,500個としております。新株式の発行数が100,000,000株を下回る数となった場合には、割当先は、その新株式の発行数に0.0875を乗じた上で、算出された数に100未満の端数がある場合には、その端数が50未満の場合には切り捨て、50以上の場合は100へ切り上げるものとし、その結果得られた数を100で除して得られる数の新株予約権の割当てを受ける予定です。そのため、第三者割当における発行数の一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当における最終的な発行数(さらには募集後における潜在的株式総数)がその限度で減少する場合があります。

③新株予約権による資金調達を行う理由

前述のとおり、本資本・事業提携の一環として、TPGは当社取締役の過半数を占める人員を派遣することを予定しておりますが、当社は、このようなTPGによる経営参画を受け入れるにあたり、TPGに対する新株式の割当てに加えて、新株予約権を割り当てることによって当社の企業価値向上へのインセンティブが一層高まると考えております。このことによって、TPGと当社の結びつきはより強くなり、当社がTPGの有するアジア地域のネットワーク等の活用により日本国内外における事業展開においてシナジー効果が期待できるものと考えております。かかる趣旨のもと、本臨時株主総会による承認を前提として、当社はTPGに対して、第三者割当による新株式の発行に付随させて、新株予約権を発行することが極めて有用であると判断いたしました。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成18年6月12日
調達資金の額	8,000,008,800円(発行価額:93円(注))
募集時における発行済株式数	2,812,941千株(注)
当該増資による発行株式数	普通株式 86,021,600株(注)
割当先	株式会社三井住友銀行
当初の資金使途	営業貸付金などの事業資金のほか借入金の返済
支出時期	平成19年6月12日以降随時
現時点における充当状況	当初の予定どおり充当しております。

(注)当社は、平成19年8月30日を基準日として20株を1株に併合する株式の併合を実施しており、上記の「発行価額」、「募集時における発行済株式数」および「当該増資による発行株式数」につきましては、当該株式の併合前の数値であります。

5. 大株主および持株比率

募集前（平成 19 年 9 月 30 日現在）		募集後	
株式会社日新ビル	11.50%	TPG Vision Upper I, Ltd.	40.66%
秀邦株式会社	11.18%	株式会社日新ビル	6.82%
寄岡邦彦	3.07%	秀邦株式会社	6.63%
株式会社三井住友銀行	2.94%	寄岡邦彦	1.82%
寄岡秀夫	2.69%	株式会社三井住友銀行	1.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.71%	寄岡秀夫	1.60%
森山みどり	1.40%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.01%
寄岡道正	1.27%	森山みどり	0.83%
Morgan Stanley & Co. International plc	1.01%	寄岡道正	0.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.98%	Morgan Stanley & Co. International plc	0.60%

- (注) 1. 上記は、平成 19 年 9 月 30 日現在の発行済株式数に、今回の第三者割当増資により増加する予定の株式数（発行株式数の上限である 100,000,000 株）を加えて算出したものです。
2. この度の第三者割当による新株式の発行により、主要株主である筆頭株主および親会社等の異動が生じる可能性があります。詳細につきましては、判明し次第お知らせいたします。
3. 平成 19 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
4. 上記のほか、当社は自己株式を 4.29% 保有しております。

6. 業績への影響の見通し

本件第三者割当増資等を含む TPG との資本・事業提携が業績に与える影響につきましては、現在精査中であり。いずれにせよ、本資本・事業提携は当社の中長期的な業績向上に資するものと考えております。なお、今期の通期業績予想につきましては、確定し次第公表いたします。

7. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠

① 第三者割当による新株式の発行

新株式の発行価格の算定方法については、上記「4. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況（4）今回のエクイティ・ファイナンスの状況①第三者割当による新株式の発行」の（注）1 に記載のとおり、平成 19 年 12 月 10 日開催の取締役会において、次のとおり決定しております。

「払込金額は、250 円、又は、平成 20 年 2 月 8 日（当日を含む。）から平成 20 年 2 月 15 日（当日を含む。）までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の VWAP（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）の平均値（ただし、VWAP のない日は除く。）に 0.9 を乗じて算出される金額（1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）、のいずれか低い価格とする。ただし、その金額が 200 円を下回るときには、200 円を 1 株当たりの払込金額とする」

② 第三者割当による新株予約権の発行

新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）は、当初、上記「第三者割当による新株式の発行」に記載の算定方法により算出される払込金額とします。ただし、行使がなされた日の前日（当日を含む。）までの 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所

における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が当初行使価額（ただし、別添の「第2 第三者割当による新株予約権発行 11.行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）を下回る場合は、当初行使価額（ただし、別添の「第2 第三者割当による新株予約権発行 11.行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）とします（なお、当該5連続取引日に別添の「第2 第三者割当による新株予約権発行 11.行使価額の調整」で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該当初行使価額に0.9を乗じた金額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。）。なお、行使価額は、別添の「第2 第三者割当による新株予約権発行 11.行使価額の調整」に記載のとおり、調整されることがあります。

なお、今回の新株予約権をTPGに対して無償で発行する理由は、次のとおりです。TPGは、本資本・事業提携に伴い、本臨時株主総会における承認を前提として、取締役の過半数を占める人員を当社に派遣し、当社の経営に参画することを予定しております。当社は、当社の経営に参画するTPGに対して、業績向上による企業価値の向上に対するさらに強いインセンティブを与えることを目的とし、且つ、本資本・事業提携により当社が享受する企業価値の増大を考慮し、TPGを割当先とする第三者割当により発行される株式の8.75%に当たる株式（最大8,750,000株）を対象とする新株予約権（最大87,500個）を無償で発行することといたしました。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資等の規模は、発行株式数の上限である100,000,000株で算出した場合、平成19年9月30日現在の当社の発行済株式数の68.54%であり、これによりTPGは当社株式を40.66%保有することになります。また、この場合、TPGに対して発行する新株予約権により、平成19年9月30日現在の当社の発行済株式数の5.99%の潜在株式が発生することとなります。今回の当社に対する本件第三者割当増資等(20,000,000,000円)は、経営効率の向上と更なる事業拡大を目的として行う本資本・事業提携の一環として、当社の財務基盤の強化を実施するものであり、昨今のノンバンク業界を取り巻く経営環境の悪化および当社の状況を勘案した場合に必要な規模であり、合理的なものと判断しております。

8. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

①	名 称	TPG Vision Upper I, Ltd.	
②	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島会社法	
③	所 在 地	ケイマン諸島	
④	代表者の役職・氏名	プレジデント デイビッド・ボンダーマン (David Bonderman)	
⑤	出 資 金 の 総 額	現在2米ドル（但し、平成20年2月20日までに日本円にして約200億円が追加される予定。）	
⑥	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上場会社（役員・役員関係者・大株主含む）と割当先の間の出資の状況	該当事項はございません。
		上場会社との人的関係	該当事項はございません。

(2) 割当先を選定した理由

TPGは、世界有数の運用資産規模を持つプライベート・エクイティ投資会社として、アジア太平洋地域においても有数の投資実績を誇り、特に金融セクターにおいて豊富な投資・事業運営経験を有しております。TPGは、投資先企業に対して、資金的な支援のみにとどまらず、事業運営上のサポートを様々な側面から提供することにより投資先企業の事業価値の向上を目指す投資スタンスであり、そのような投資を通じて培った経営ノウハウ、およびアジア太平洋地域をはじめとする広範なネットワークを当社が活用することにより、足下の事業運営体制を磐石のものとするとともに、当社が描く国内外における成長戦略を加速していけるものと判断し、TPGを割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

割当先は、当社株式を中長期に保有する予定です。

なお、第三者割当による新株式の発行より2年以内に当該新株式の全部または一部を譲渡した場合は、その旨を割当先より当社に報告することの確約を受けております。

(別添) 新株式発行及び新株予約権発行の概要

第1 第三者割当による新株式発行

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000,000株
2. 払込金額の算定方法 払込金額は、250円、又は、平成20年2月8日(当日を含む。)から平成20年2月15日(当日を含む。)までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAP(株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。)の平均値(ただし、VWAPのない日は除く。)に0.9を乗じて算出される金額(1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)、のいずれか低い価格とする。ただし、その金額が200円を下回るときには、200円を1株当たりの払込金額とする。
3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 割当先及び割当株式数 TPG Vision Upper I, Ltd.に対し全株を割当てる。
5. 申込期間(申込期日) 平成20年2月19日(火)
6. 払込期日 平成20年2月20日(水)
7. 申込株数単位 10,000株
8. 上記5.記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
9. 上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。
10. 前各項については、平成20年2月18日(月)に開催予定の当社臨時株主総会において特別決議による承認決議がなされること、当該決議に関連する事項について当該臨時株主総会において承認決議がなされること、これらの承認に係る事項の実行に必要となる全ての許認可等(金融商品取引法による届出の効力発生を含む。)が取得されること、割当先との間で締結予定のInvestment Agreementに定める一定の条件が充足されること、を条件とする。

11. 本募集株式を発行する理由

当社は従来の貸金業を主軸としたビジネスモデルから、不動産関連事業、投資銀行事業、債権回収事業および中国関連事業などの成長分野へ積極的に多角化を進めてまいりました。

しかしながら、昨今のノンバンクを取り巻く経営環境は予想以上に厳しさを増しており、資本増強による財務基盤の強化が喫緊の課題であると認識しておりました。

そのような中で、TPG は、経営安定化に必要となる中長期的な保有を前提とした安定株主としてのみならず、豊富な投資・事業運営経験を持つビジネスパートナーとして、当社の企業価値最大化へ向けた本資本・事業提携の合意に至りました。

このような経緯のなかで、市場株価法に類似取引検討法を加味した方法により評価を実施し、その上で第三者割当による新株式の発行の割当先である TPG と協議を重ねた結果、1 株当たりの払込金額を、250 円、又は、平成 20 年 2 月 8 日（当日を含む。）から平成 20 年 2 月 15 日（当日を含む。）までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の VWAP（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）の平均値（ただし、VWAP のない日は除く。）に 0.9 を乗じて算出される金額、のいずれか低い価格（ただし、その金額が 200 円を下回るときには、200 円）といたしました。

第2 第三者割当による新株予約権発行

1. 新株予約権の名称

N I S グループ株式会社第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

無償とする。

3. 申込期間

平成 20 年 2 月 19 日(火)

4. 本新株予約権の割当日

平成 20 年 2 月 20 日（水）

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が交付する当社普通株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100 株とする。

(2) 前号のほか、下記 11.に定める行使価額（下記 9.に定義する。）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に適切に調整されるものとする。

(3) 本項に基づく割当株式数の調整の結果生ずる 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 283 条に定める方法によりこれを取り扱う。

6. 本新株予約権の総数

87,500 個。ただし、上記 3. 記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない新株予約権については、発行を打切るものとする。

7. 各本新株予約権の払込金額

無償とする。

8. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（ただし、第 11 項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初、250 円、又は、平成 20 年 2 月 8 日（当日を含む。）から平成 20 年 2 月 15 日（当日を含む。）までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の VWAP（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）の平均値（ただし、VWAP のない日は除く。）に 0.9 を乗じて算出される金額（1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）、のいずれか低い価格とする（ただし、その金額が 200 円を下回るときには、200 円とする。）（以下「当初行使価額」という。）。ただし、行使がなされた日の前日（当日を含む。）までの 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が当初行使価額（ただし、第 11 項による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）を下回る場合は、当初

行使価額（ただし、第 11 項による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）に 0.9 を乗じた金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。）とする（なお、当該 5 連続取引日に第 11 項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該当初行使価額に 0.9 を乗じた金額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。）。なお、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されることがある。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array}$$

また、行使価額は、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当該普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 20 日午後 5 時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要しないものとする。

17. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印又は署名した上、これを第 12 項に定める行使期間中に第 21 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行

使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、当該本新株予約権を行使した日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対しすみやかに株券を発行又は交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

19. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権で、下記①ないし⑧に定める内容のものをそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 5. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、上記 9. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記 12. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 12. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 15. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要しない。

⑧ 新株予約権の取得条項

定めない。

20. 本新株予約権の募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権のすべてを、TPG Vision Upper I, Ltd.に割り当てる。

21. 行使請求受付場所

N I S グループ株式会社 東京本社

22. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

23. 上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。

24. 前各項については、平成 20 年 2 月 18 日（月）に開催予定の当社臨時株主総会において特別決議による承認決議がなされること、当該決議に関連する事項について当該臨時株主総会において承認決議がなされること、これらの承認に係る事項の実行に必要となる全ての許認可等（金融商品取引法による届出の効力発生を含む。）が取得されること、割当先との間で締結予定の Investment Agreement に定める一定の条件が充足されること、を条件とする。

25. 特に有利な条件をもって募集新株予約権を発行する理由

今回の新株予約権を TPG に対して無償で発行する理由は、次のとおりです。

割当先である TPG は、資本・事業提携に伴い、臨時株主総会における承認を前提として、取締役の過半数を占める人員を当社に派遣し、当社の経営に参画することを予定しております。当社は、当社の経営に参画する TPG に対して、業績向上による企業価値の向上に対するさらに強いインセンティブを与えることを目的として、且つ、本資本・事業提携により当社が享受する企業価値の増大を考慮し、TPG を割当先とする第三者割当により発行される株式の 8.75%に当たる株式（最大 8,750,000 株）を対象とする新株予約権（最大 87,500 個）を無償で発行することといたしました。

上記の発行要領につきましては、本臨時株主総会において承認されることを前提としております。

以 上